



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年10月14日金曜日 第2310号

◇ 目次 ◇

医師の指定.....	877
指定自立支援医療機関の指定.....	877
県統計調査の実施.....	877
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	878
公共測量の実施の通知.....	878
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	878
建設業者の許可の取消し.....	878
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	879
落札者等の告示（2件）.....	879
公 告	
准看護師試験の施行.....	880
愛媛県物産観光センターの指定管理者の募集.....	880

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程の一部を改正する規程.....	881
愛媛県選挙事務執行規程の一部を改正する規程.....	881
政治団体の設立の届出.....	882
政治団体の届出事項の異動の届出.....	882
政治団体の解散の届出.....	883
不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	883

公営企業告示

落札者等の告示.....	883
--------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1197号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成23年10月14日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
呼吸器機能障害	外科	医療法人弘友会加戸病院	加戸秀一	大洲市若宮548番地	平成23年10月1日
肢体不自由	神経内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	岩城寛尚	東温市志津川	平成23年10月1日
ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人沖繩徳洲会宇和島徳洲会病院	荒深景一	宇和島市住吉町2丁目6番24号	平成23年10月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・肝臓機能障害	内科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	金子由梨	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	平成23年10月1日

○愛媛県告示第1198号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成23年10月14日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
白雲薬局	宇和島市広小路1番34号	セイコー株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成23年10月1日
青空薬局	宇和島市柿原甲1352番4	セイコー株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成23年10月1日
なでしこ薬局	東温市志津川246-6	株式会社メディック・ユ一	薬局（育成医療・更生医療）	平成23年10月1日

○愛媛県告示第1199号

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査を次のとおり実施す

るので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成23年10月14日

愛媛県知事 中村 時 広

1 調査の目的

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境の実態把握及び今後の労働施策検討のための基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

常用労働者が5人以上の県内民間事業所（平成21年経済センサス - 基礎調査）

3 報告を求める事項

- (1) 事業所の概要に関する事。
(2) 企業としての意識に関する事。
(3) 育児休業制度及び労働者の育児に対する援助に関する事。
(4) 介護休業制度及び労働者の家族の介護に対する援助に関する事。
(5) パートタイム労働者の育児・介護休業制度の利用に関する事。
(6) 子の看護のための休暇に関する事。
(7) 要介護状態にある家族の介護のための休暇に関する事項。
(8) 配偶者出産休暇制度に関する事。
(9) 両立支援のために行政に期待する事。

4 報告を求める事項の基準となる期日

平成23年10月1日（土）

5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出された2,000事業所の事業主

6 報告を求めために用いる方法

郵送配布及び郵送回収によるアンケート調査

7 報告を求める期間

平成23年11月10日（木）から同年12月9日（金）まで

○愛媛県告示第1200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西条市氷見地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年10月14日

愛媛県知事 中村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・大兵衛・蔵井地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成23年10月17日から平成23年11月14日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁

○愛媛県告示第1201号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年10月14日

愛媛県知事 中村 時 広

1 作業種類 公共測量（1/500地形図作成）

2 作業期間 平成23年10月14日から平成24年3月23日まで

3 作業地域 松山市北条地区

○愛媛県告示第1202号

西条市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・飯岡高砂地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月14日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・飯岡高砂地区）計画書の写し
(2) 西条市市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成23年10月17日から11月14日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁

○愛媛県告示第1203号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年10月14日

愛媛県知事 中村 時 広

Table with 8 columns: 許可番号, 許可年月日, 商号又は名称, 代表者氏名, 主たる営業所の所在地, 取消年月日, 取り消した建設業の種類, 取消しの原因となった事実. Rows include (般-19)第10528号, (般-19)第13862号, (般-22)第5820号, (般-18)第11291号.

(般 - 20)第14173号	平成21年 1月4日	友栄通信建設(有)	飯塚 政二	松山市味酒町3 - 8 - 2	平成23年 9月26日	電気通信工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第15112号	平成19年 8月30日	(株)優美	渡部 英雄	松山市永木町1 - 7 - 1 - 201	平成23年 9月29日	塗装工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第11519号	平成19年 5月23日	(有)森内建設	森内 利秋	伊予郡松前町大字西小泉 44 - 2	平成23年 9月30日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年10月14日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建（開）第32号 平成23年10月4日	伊予郡松前町大字上高柳字新鎌633番3	松山市南吉田町1455番地1 フォール南吉田104号 渡部 洋平

○愛媛県告示第1205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年10月14日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建（開）第33号 平成23年10月5日	伊予郡砥部町高尾田520番1	東温市見奈良1243番地2 松山刑務所官舎E棟202号 安野 洋一

○愛媛県告示第1206号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成23年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務 の名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
愛媛県総合科学博物館自然 環境展示改修業務一式	愛媛県教育委員会事務局 管理課生涯学習課生涯 学習推進係 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	平成23年9月28日	株式会社ムラヤマ大阪支 店 大阪府大阪市西区土佐堀 一丁目4番11号	46,000,500円	地方公共団体の物品等又は特定役 務の調達手続の特例を定める政令 （平成7年政令第372号）第10条 第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第1207号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
E P - W A Nシステム一式の借入れ	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	平成23年9月21日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町 一丁目1番地の15	936,075円 （月額）	一般競争入札	平成23年8月9日

公 告

○公 告

准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成23年度准看護師試験を次のとおり施行する。

平成23年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第2別館6階大会議室
- 2 試験の日時
平成24年2月17日（金）13時00分
- 3 試験願書の提出期間
平成24年1月6日（金）から1月13日（金）まで。
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の請求先及び提出先
〒790 8570
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県保健福祉部管理局医療対策課

○公 告

愛媛県物産観光センターの指定管理者の募集について

愛媛県物産観光センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 愛媛県物産観光センター（以下「センター」という。）の概要

1 所在地	愛媛県松山市大可賀二丁目1番28号（アイテムえひめ3階）
2 設置目的	県物産の展示、紹介及びあっせんを行うとともに、県内の観光及び産業に関し、情報提供及び展示を行う。
3 施設規模	(1) 物産展示ゾーン 約605㎡ (2) 観光情報ゾーン 約356㎡ (3) 産業紹介ゾーン 約314㎡ (4) その他 約376㎡
4 業務概要	(1) 県物産の調査及び紹介に関すること。 (2) 県物産の展示及びあっせんに関すること。 (3) 県内の観光及び産業に関し、情報の提供及び収集を行うこと。 (4) 県内の観光及び産業に関し、展示を行うこと。 (5) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) センターの業務の実施に関する業務
- (2) 県物産の展示及びあっせんの承諾に関する業務
- (3) センターの利用の促進に関する業務
- (4) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (5) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県物産観光センター管理条例（平成17年愛媛県条例第64号）の規定によるほか、センターの管理運営を行うに当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成24年3月1日から平成26年3月31日までの2年1月間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、センターの指定管理者の募集に係る参加意思表明書を提出した法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次の条件を満たすものとする。

ア 愛媛県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を設置する、又は設置しようとする法人等

イ 次のいずれにも該当しない法人等

- (ア) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
- (ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- (エ) 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- (オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (キ) 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- (ク) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 - a 成年被後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - d 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は、平成23年10月28日（金）から10月31日（月）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認め

られるものであること。

イ センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- (5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類

- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成23年10月31日（月）から11月4日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県経済労働部観光国際局観光物産課産業振興係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089) 912 2493

10 その他

詳細は、募集要項による。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第61号

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年10月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程の一部を改正する規程

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程（平成20年3月愛媛県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（委員長の専決事項）</p> <p>第1条 愛媛県選挙管理委員会規程（昭和45年11月愛媛県選挙管理委員会告示）第9条第2号の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の専決事項は、愛媛県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除き、次に掲げるものを除くものとする。</p> <p>(1)～(33) 省略</p> <p>(34) 政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき候補者又は候補者届出政党（同条第1項に規定する候補者届出政党をいう。）が政見放送を行うことができる<u>基幹放送事業者（同条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。）</u>及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定めること。</p> <p>(35)～(36) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p style="text-align: center;">（委員長の専決事項）</p> <p>第1条 愛媛県選挙管理委員会規程（昭和45年11月愛媛県選挙管理委員会告示）第9条第2号の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の専決事項は、愛媛県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除き、次に掲げるものを除くものとする。</p> <p>(1)～(33) 省略</p> <p>(34) 政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき候補者又は候補者届出政党（同条第1項に規定する候補者届出政党をいう。）が政見放送を行うことができる<u>一般放送事業者</u>及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定めること。</p> <p>(35)～(36) 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

○愛媛県選挙管理委員会告示第62号

愛媛県選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年10月14日

愛媛県選挙事務執行規程の一部を改正する規程

愛媛県選挙事務執行規程（平成12年3月愛媛県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（報告等の経由）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 病院（介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を含む。）の院長（介護老人保健施設にあっては、その施設の管理者をいう。以下同じ。）、老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）の長（有料老人ホームにあっては、その施設の管理者をいう。以下同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条の規定により同法第1条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下同じ。）の長、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設及び同条第23項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。以下同じ。）の長及び保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下同じ。）の長（以下「院長等」という。）から県委員会に対する申請、届出及び申出並びに開票管理者から選挙長又は選挙分会長に対する報告及び届出についても、また、前項と同様とする。</p>	<p>（報告等の経由）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 病院（介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を含む。）の院長（介護老人保健施設にあっては、その施設の管理者をいう。以下同じ。）、老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）の長（有料老人ホームにあっては、その施設の管理者をいう。以下同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条の規定により同法第1条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下同じ。）の長、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第22項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。以下同じ。）の長及び保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下同じ。）の長（以下「院長等」という。）から県委員会に対する申請、届出及び申出並びに開票管理者から選挙長又は選挙分会長に対する報告及び届出についても、また、前項と同様とする。</p>

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

○愛媛県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成23年10月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
21世紀維新クラブ	池 本 俊 英	立 川 さ ゆ り	松山市西長戸町961 - 1	平成23年9月22日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成23年10月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
稲田てるひろ後援会	主たる事務所の所在地	伊予郡松前町西古泉579 - 1	伊予郡松前町昌農内96 - 1	平成23年9月1日	
自由民主党愛媛県電気通信支部	代 表 者	山 本 信 久	白 石 春 三	平成23年9月5日	政党の支部

白石とおる後援会	代 表 者	白 石 真 奈 美	星 加 勲	平成23年 9月 7日	
清水まさふみ後援会	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町越田99	南宇和郡愛南町御荘平城3742 - 1	平成23年 9月12日	
	代 表 者	小 埜 山 貴 久	中 田 廣		
井上六廣後援会	代 表 者	山 下 武 久	浅 井 寛	平成23年 9月26日	
自由民主党宇和島支部	会 計 責 任 者	山 下 良 征	山 内 秀 樹	平成23年 9月27日	政党の支部
ほっとけない市民の会宇和島	主たる事務所の所在地	宇和島市栄町港三丁目 7 - 10	宇和島市築地町一丁目 2 - 10	平成23年 9月27日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成23年10月14日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
武田元介と市政を変革する会	兵 頭 喜 夫	平成23年 3月31日
井 上 六 廣 後 援 会	山 下 武 久	平成23年 9月20日

○愛媛県選挙管理委員会告示第66号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年 2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年10月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
1・2 省略 3 老人ホーム <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふたば荘</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>おくらの里</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新居浜市立慈光園</td> <td>新居浜市西の土居町 一丁目 6 - 20</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	省略			ふたば荘	省略		省略			おくらの里	省略		新居浜市立慈光園	新居浜市西の土居町 一丁目 6 - 20	平成 年 月 日	省略			1・2 省略 3 老人ホーム <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新居浜市立慈光園</td> <td>新居浜市滝の宮町 2 - 1</td> <td>昭和38年10月29日</td> </tr> <tr> <td>ふたば荘</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>おくらの里</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	省略			新居浜市立慈光園	新居浜市滝の宮町 2 - 1	昭和38年10月29日	ふたば荘	省略		省略			おくらの里	省略		省略		
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日																																									
省略																																											
ふたば荘	省略																																										
省略																																											
おくらの里	省略																																										
新居浜市立慈光園	新居浜市西の土居町 一丁目 6 - 20	平成 年 月 日																																									
省略																																											
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日																																									
省略																																											
新居浜市立慈光園	新居浜市滝の宮町 2 - 1	昭和38年10月29日																																									
ふたば荘	省略																																										
省略																																											
おくらの里	省略																																										
省略																																											
4・5 省略	4・5 省略																																										

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第5号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年10月14日

愛媛県立中央病院長 梶 原 眞 人

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
重油（J I S K2205 1種2号） 約740,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日 町83番地	平成23年 9月26日	朝日エナジー有限会社 愛媛県今治市古谷甲54 8 - 1	63,0735円	一般競争入札	平成23年 7月29日